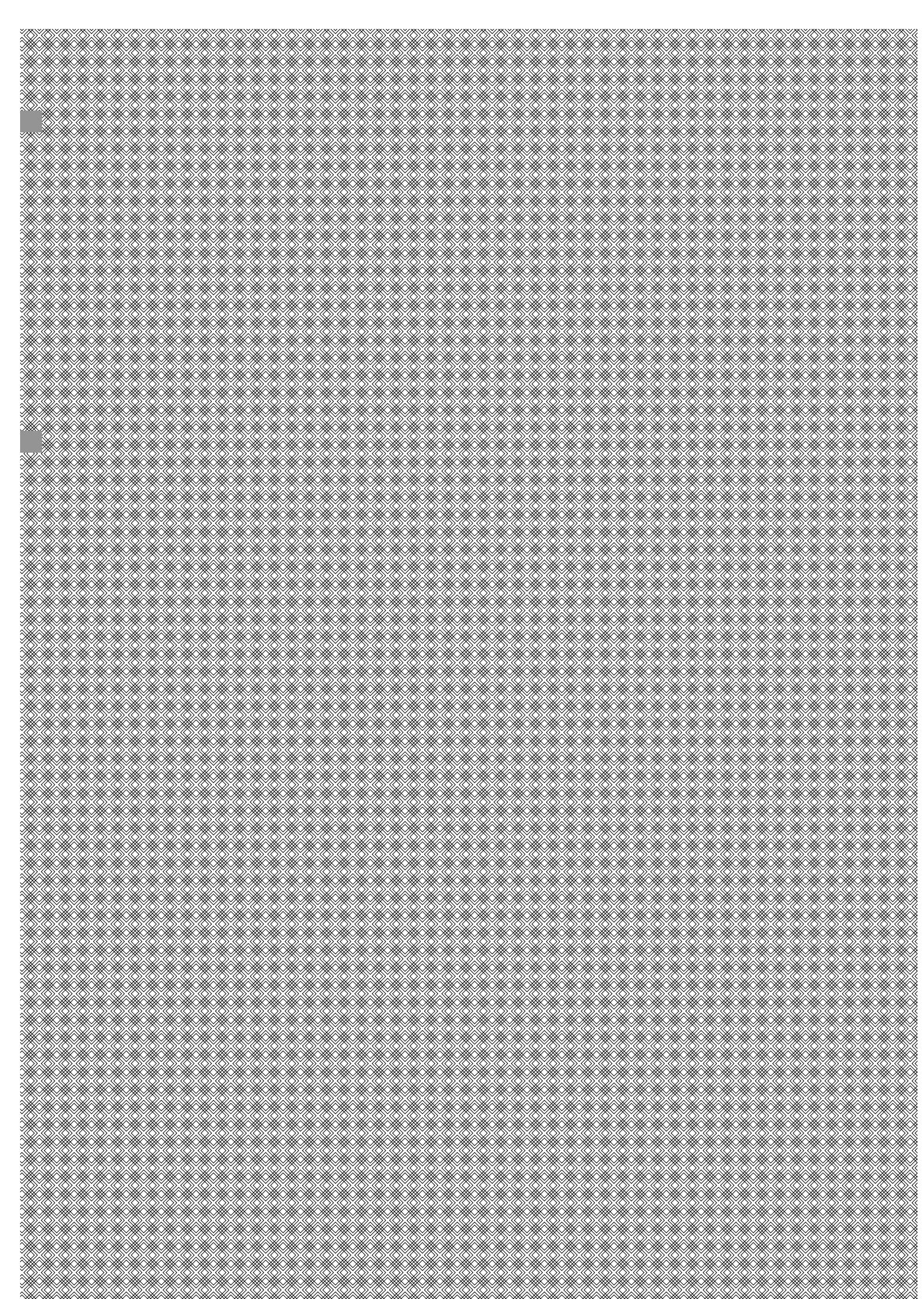


Z—72—B

財務諸表論 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用、第二問用及び第三問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和4年4月8日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「B 1～B 20」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



[第一問] — 25 点—

収益認識に係る会計処理について、次の問 1 ~ 問 3 に答えなさい。

問 1 次の文章は、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。) 第 16 項、第 35 項及び第 37 項から引用したものである。これに基づき、以下の(1)~(3)の間に答えなさい。

本会計基準の基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと に企業が権利を得ると見込む の額で描写するように、収益を認識することである。

企業は約束した財又はサービス…を顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、収益を認識する。資産が移転するのは、顧客が当該資産に対する支配を獲得した時又は獲得するにつれてである。^(A)

資産に対する支配とは、当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力^(B) …をいう。

- (1) 空欄 及び に当てはまる最も適切な語句を答えなさい。
- (2) 下線Ⓐについて、資産に対する支配の移転を検討する際に考慮すべき指標として、適切でないものを 1 つ選び、記号で答えなさい。

- ア 顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受していること
- イ 企業が顧客に提供した資産に関する対価を收受する将来の権利を有していること
- ウ 企業が資産の物理的占有を移転したこと
- エ 顧客が資産を検収したこと
- オ 顧客が資産に対する法的所有権を有していること

- (3) 下線Ⓑについて、資産からの便益とは、財の製造又はサービスの提供のための資産の使用等によって、直接的又は間接的に獲得できる キャッシュ・フロー(インフロー又はアウトフローの節減)である。この空欄 に当てはまる語句として最も適切なものを 1 つ選び、記号で答えなさい。

- ア 確定的な
- イ 固定的な
- ウ 変動的な
- エ 潜在的な
- オ 平均的な

問2 収益認識会計基準では、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローに関する有用な情報を財務諸表利用者に報告するために基本となる原則が示されており、それに従って収益を認識するために5つのステップが適用される。次に示す各ステップについて、以下の(1)～(3)の間に答えなさい。なお、アからオまでは必ずしも収益認識会計基準の文言どおりに並んでいるわけではない。

- ア 契約における履行義務を識別する。
- イ 契約における履行義務に取引価格を する。
- ウ 顧客との契約^(A) を識別する。
- エ 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
- オ 取引価格を算定する。

(1) 空欄 に当てはまる最も適切な語句を答えなさい。

(2) 基本原則に従い収益を認識するための各ステップである上記ア～オについて、最も適切な順序に並べ替えなさい。

(3) 下線(A)について、以下の①～③の間に答えなさい。

① 契約とは、法的な強制力のある を生じさせる複数の当事者間における取決めと定義される。この空欄 に当てはまる最も適切な語句を答えなさい。

② 収益認識において識別する顧客との契約については、5つの要件を満たすことが求められている。その要件として適切ではないものを1つ選び、記号で答えなさい。

- ア 契約に経済的実質があること
- イ 当事者が、書面、口頭、取引慣行等により契約を承認し、それぞれの義務の履行を約束していること
- ウ 移転される財又はサービスの支払条件を識別できること
- エ 移転される財又はサービスに関する各当事者の権利を識別できること
- オ 移転される財又はサービスに関する各当事者の義務について、事実及び状況の重要な変化の兆候があること

③ 契約における経済的実質とは、契約の結果として、企業の のリスク、時期又は金額が変動すると見込まれることを意味する。この空欄 に当てはまる語句として最も適切なものを 1 つ選び、記号で答えなさい。

- ア 当期キャッシュ・フロー
- イ 将来キャッシュ・フロー
- ウ 株式価格
- エ 取引価格
- オ 支払条件

問3 次の文章は、収益認識会計基準第38項から引用したものである。これに基づき、一定の期間にわたり充足される履行義務に関する以下の(1)～(3)の間に答えなさい。

次の(1)から(3)の要件のいずれかを満たす場合、資産に対する支配を顧客に一定の期間にわたり移転することにより、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する。[Ⓐ]

- (1) 企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すること
- (2) 企業が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の a が増加し、当該資産が生じる又は当該資産の a が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配すること
- (3) 次の要件のいずれも満たすこと
 - ① 企業が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じること
 - ② 企業が顧客との契約における義務の履行を b した部分について、対価を受ける強制力のある権利を有していること

(1) 空欄 a 及び b に当てはまる最も適切な語句を答えなさい。

(2) 履行義務の充足に係る進捗度について、以下の説明のうち適切でないものを1つ選び、記号で答えなさい。

- ア 履行義務の充足に係る進捗度は、各決算日に見直しを行う
- イ 履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合にのみ、一定の期間にわたり充足される履行義務について収益を認識する
- ウ 履行義務の充足に係る進捗度の適切な見積りの方法には、アウトプット法とインプット法があり、その方法を決定するに当たっては、財又はサービスの性質を考慮する
- エ 一定の期間にわたり充足される履行義務については、複数の方法で履行義務の充足に係る進捗度を見積る
- オ 履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合とは、進捗度を適切に見積るために信頼性のある情報が不足している場合である

(3) 下線Ⓐについて、以下の①及び②の間に答えなさい。

- ① 履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足する履行義務については、どのような基準により処理することが求められているかを答えなさい。

② 上記③①における基準については、一定の期間にわたり充足する履行義務に係る財務指標を歪め、期間比較を困難にするおそれがある、という問題点が指摘されることも多い。履行義務の充足に係る進捗度を適切に見積ることができない場合には、支配の移転が完了するまで一切の収益を認識しないような基準を適用することも考えられるが、こうした基準と比べて、上記③①における基準にはどのような利点があると考えられるかを論じなさい。

[第二問] — 25 点—

問1 次の文章は、「企業会計原則」及び「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書（以下『連続意見書』という。）第三有形固定資産の減価償却について」から引用したものである。これに基づき、以下の(1)～(3)の間に答えなさい。なお、括弧内の用語は各自推定すること。

企業会計原則 第三貸借対照表原則・五

貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の a 期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、…(省略)

連続意見書 第三有形固定資産の減価償却について 第一・十

() 債却は、原則として、個々の資産単位について個別的に減価償却計算および記帳を行なう方法である。…(省略)

b 債却には2種の方法がある。その1つは、耐用年数を異にする多数の異種資産につき平均耐用年数を用いて一括的に減価償却計算および記帳を行なう方法 [Ⓐ]であり、いま1つは、耐用年数の等しい同種資産又は、耐用年数は異なるが、物質的性質ないし用途等において共通性を有する幾種かの資産を()とし、()につき平均耐用年数を用いて一括的に減価償却計算および記帳を行なう方法 [Ⓑ]である。

(1) 空欄 a 及び b に入る最も適切な用語を答えなさい。

(2) 文中の下線Ⓐの方法による債却方法の名称として最も適切なものを1つ選び、記号で答えなさい。

- ア 臨時債却
- イ 特別債却
- ウ 組別債却
- エ 合成債却
- オ 定額債却

(3) 次の【資料】に示した有形固定資産は、全て X1 期期首に取得し、使用を開始したものである。

また、当社はこれら以外の有形固定資産を保有していない。

これら資産を下線①による 債却(処理方法：間接法、減価償却費の計算方法：定額法)によって減価償却計算を行う場合、以下のイ～ハの間に答えなさい。なお、各期末における個々の資産の未償却残高は算定できないものとする。

【資料】

有形固定資産	取得原価	耐用年数	残存価額	除却時期
資産 A	3,000 千円	2 年	0 円	X6 期期末
資産 B	7,200 千円	6 年	0 円	X6 期期末
資産 C	12,000 千円	12 年	0 円	X4 期期末

イ X3 期に計上される減価償却費の金額を答えなさい。

ロ X4 期期末に行われる資産 C の除却処理において除却損益はどのように扱われるか、その理由とともに答えなさい。

ハ X5 期決算整理後における減価償却累計額の金額を答えなさい。

問2 次の【前提条件】に基づき、資産除去に関する会計処理に関する以下の(1)～(3)の間に答えなさい。ただし、解答金額で千円未満の端数が生じる場合には、その端数を四捨五入すること。

なお、全ての会計処理は、企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(以下「本会計基準」という。)、企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」及び「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」に基づいて行われる。

【前提条件】

- 当社はX1期期首に設備を取得し、使用を開始した。
- 当該設備の取得原価は30,000千円、残存価額の見積額は3,000千円、耐用年数は5年である。
- 当社には、当該設備を5年間の使用後に除去する法的義務がある。
- 当該設備を除去するときの支出額は、X1期期首現在、4,000千円と見積もられた。
- 当社は当該設備について定額法で減価償却を行う。
- 資産除去債務を算定する際の割引率は1.0%であり、期間を5年とする場合の現価係数は0.951とする。

(1) X2期決算整理後の①当該設備の減価償却累計額及び②資産除去債務の貸借対照表価額を答えなさい。

(2) 時の経過による資産除去債務の調整額(利息費用)について、これを財務費用として処理する考え方がある。他方で時の経過による調整額の処理については、別の考え方の存在も知られている。それでは、①本会計基準では、損益計算書において、この費用をどのように処理することが求められているか答えなさい。また、②そのような処理の理由を答えなさい。

(3) X5期期末に、法的義務に基づき当該設備を除去した上で売却した。除去作業に要した実際の支出額は4,000千円、売却価額は3,100千円であった。この場合に、①除去作業の実際の支出額及び②固定資産売却損益は、それぞれキャッシュ・フロー計算書(間接法)において、どのような方法で表示されるか、最も適切なものを1つ選び、記号で答えなさい。

- ア 営業活動によるキャッシュ・フローの区分に表示される。
- イ 投資活動によるキャッシュ・フローの区分に表示される。
- ウ 財務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示される。
- エ キャッシュ・フロー計算書には表示されない。

[第三問] — 50 点 —

アルファ株式会社(以下「当社」という。)は、国内及び海外から仕入れた各種アパレル製品を小売販売し、首都圏の各種百貨店を中心に出店している。また、一部の得意先に対しては制服の受注販売も行っている。

上記を前提として、【資料 1】、【資料 2】、【資料 3】及び【資料 4】に基づき、次の問 1 ~ 問 3 に答えなさい。

問 1 当社の第 77 期(自 X3 年 4 月 1 日 至 X4 年 3 月 31 日)における会社法及び会社計算規則に準拠した貸借対照表及び損益計算書を作成しなさい。

問 2 会社計算規則に基づく附属明細書のうち、「販売費及び一般管理費の明細」を作成しなさい。

問 3 【資料 4】は当社の第 77 期における個別注記表(一部抜粋)である。【資料 4】の空欄(A)~(I)に当てはまる金額を答えなさい。

解答上の留意事項

- イ 【資料 1】の決算整理前残高試算表及び【資料 2】の販売費及び一般管理費の内訳は、【資料 3】に記載されている事項を除き、決算整理は適切に終了している。
- ロ 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式による。なお、特に指示のない限り、消費税等について考慮する必要はない。
- ハ 税効果会計は、特に指示のない項目については適用しない。その適用に当たっての法定実効税率は、前期及び当期ともに 30 %とする。将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性については問題ないものとする。
- ニ 会計処理及び表示方法については、特に指示のない限り原則的な方法によることとし、金額の重要性は考慮しない。
- ホ 解答金額については、【資料 1】の決算整理前残高試算表における金額欄の数値のように 3 衔ごとにカンマで区切ること。また、解答金額がマイナスとなる場合には金額の前に「△」印を付すこと。この方法によっていない場合には正解としない。
- ヘ 計算の過程で生じた千円未満の端数は、計算の都度、切り捨てること。
- ト 期間配分は、全て月割計算とする。

【資料 1】 当社の決算整理前残高試算表

決算整理前残高試算表

X4 年 3 月 31 日現在

(単位 : 千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現 金	29,800	電 子 記 録 債 務	1,020,021
当 座 預 金	6,742,570	買 掛 金	410,212
定 期 預 金	894,850	未 払 金	1,299,920
売 掛 金	1,660,920	未 払 費 用	363,068
繰 越 商 品	3,300,235	仮 受 金	547,500
貯 藏 品	62,637	仮 受 消 費 税 等	2,002,010
仮 払 金	1,403,250	預 り 金	872,839
前 払 費 用	8,211	前 受 収 益	1,820
前 払 金	212,211	長 期 借 入 金	2,000,000
仮 払 消 費 税 等	1,653,000	貸 倒 引 当 金	18,030
建 物	2,882,000	退 職 給 付 引 当 金	2,355,000
器 具 及 び 備 品	2,582,000	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	305,000
土 地	917,391	建 物 減 價 償 却 累 計 額	1,120,000
ソ フ ト ウ エ ア	142,000	器 具 及 び 備 品 減 價 償 却 累 計 額	1,772,000
投 資 有 価 証 券	207,040	資 本 金	4,000,000
出 資 金	22,100	資 本 準 備 金	500,000
長 期 貸 付 金	200,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	500,000
繰 延 税 金 資 産	807,399	利 益 準 備 金	250,000
敷 金 及 び 保 証 金	1,945,113	繰 越 利 益 剰 余 金	3,400,000
火 災 未 決 算	364,100	新 株 予 約 権	10,500
仕 入	6,722,321	売 上 高	21,213,961
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,212,180	受 取 利 息	30,956
支 払 利 息	45,010	受 取 配 当 金	2,300
雜 損 失	1,921	雜 収 入	23,122
合 計	44,018,259	合 計	44,018,259

【資料 2】 販売費及び一般管理費の内訳

(単位 : 千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
販 売 手 数 料	330,210	租 税 公 課	450
広 告 宣 伝 費	838,992	賃 借 料	1,822,392
役 員 報 酬	69,221	店 舗 管 理 費	830,499
報 酬 及 び 給 料 手 当	4,221,231	衛 生 費	54,020
賞 与	402,100	業 務 委 託 費	2,223,121
修 繕 費	21,199	そ の 他	398,490
消 耗 品 費	255	合 計	11,212,180

【資料3】 決算整理の未済事項及び参考事項

1 現金及び預金に関する事項

- (1) 当社の現金の帳簿残高について、当期末に金庫を確認したところ、売掛金の回収として受け取った当座小切手1,200千円が見つかったが、未処理である。当該売掛金は、「2 貸倒引当金に関する事項」に記載の「売掛金の内訳」の「その他」に該当する。
- (2) 当社の預金の帳簿残高は次のとおりである。なお、いずれの定期預金も満期日は当期末より1年以内となっている。

(単位：千円)

	当座預金	定期預金	合計
AA銀行	1,565,570	230,000	1,795,570
BB銀行	12,000	200,000	212,000
CC銀行	5,165,000	464,850	5,629,850
合計	6,742,570	894,850	7,637,420

① AA銀行について

銀行残高証明書の当座預金の金額は1,565,080千円だったので、差異を調査したところ、当社所有のビルの修繕費をX3年7月1日に支払ったが、未処理であった。なお、当該支出は収益的支出と考えられる。消費税等を考慮する必要はない。

② BB銀行について

当社はBB銀行との間で当座借越契約を締結している。銀行残高証明書の当座預金残高はマイナス8,000千円であった。差異の原因を調査した結果、買掛金20,000千円を支払った際の処理が未処理であった。

③ CC銀行について

海外からの仕入れに対して決済を行うために、海外の銀行であるCC銀行に口座を保有しているが、全て外貨預金である。CC銀行の残高証明書では当座預金50,000千米ドル、定期預金4,500千米ドルと記載されている。

CC銀行の定期預金(契約日：X3年4月1日、満期日：X5年3月31日)の元金について、X3年7月1日にX5年3月31日を決済予定日とする為替予約を締結した。

次は円／米ドルの直物レート及び先物レートの表である。

	直物レート	先物レート
契約日：X3年4月1日	103.3	104.0
予約日：X3年7月1日	103.8	104.5
決算日：X4年3月31日	106.3	107.5

なお、当社では利息の処理については適切に処理しているが、元金に関しては契約日以外の会計処理が未処理であり、為替予約の会計処理は振当処理とすること。為替予約の差額については、利息の調整項目とし、配分方法は月割りの定額法によるものとする。

2 貸倒引当金に関する事項

当社は売掛金の期末残高に対して貸倒引当金を設定するが、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分して算定している。

一般債権については、過去の貸倒実績率に基づき、期末残高の2%（ただし、各種百貨店に対する売掛金は1%）を引当計上している。破産更生債権等については、債権総額から担保の処分見込額等を控除した残額を引当計上している。

なお、繰入れは差額補充法によることとし、破産更生債権等に対する貸倒引当金繰入額は特別損失に計上する。

売掛金の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

甲社 下記(1)参照	乙社 下記(2)参照	各種百貨店 に対する売掛金	その他	合計
100,220	11,000	844,000	705,700	1,660,920

(1) 当社では甲社の従業員の制服を受注販売している。甲社は、前期までの業績は好調であったが、当期になって深刻な経営難となり、X3年12月をもって破産手続開始の申立てを行った。なお、当該債権に関して、当社では甲社保有の土地に担保を設定しており、担保設定時の時価は14,000千円であり、当期末現在の時価は10,000千円であった。

(2) 当社では乙社の従業員の制服を受注販売している。乙社では当期において業績が悪化しており、当社は乙社に対する売掛金を貸倒懸念債権とする決定をした。当社は乙社の財政状態及び経営成績を考慮した結果、乙社から預かっている営業保証金6,000千円を除いて、60%を貸倒引当金として計上することとした。

(3) 金銭債権としては売掛金のほか、当社には仕入先である丙社に対し長期貸付金があり、決算整理前残高試算表の全額が丙社に対するものである。

当該貸付金について、当期末に約定初回利息の入金後、財務内容の悪化を理由に翌期以降、金利引下要請を受けた。当社はこの要請を受諾し、当該貸付金を貸倒懸念債権とした。当該貸付金に対する貸倒引当金の繰入基準はキャッシュ・フロー見積法を採用する。当該貸倒引当金繰入額については、営業外費用として計上する。なお、当社は当期末、丙社に対して当該貸付金以外の金銭債権債務を有していない。

当該貸付金の内容は次のとおりである。

項目	内容
貸付実行日	X3年4月1日
返済期日	X7年3月31日(一括返済)
利払日	毎年3月31日
金利条件	金利引下げ前：15% 金利引下げ後：5%

なお、計算に当たっては、以下の現価係数表及び年金現価係数表を用いること。

現価係数表

年	割引率	5 %	10 %	15 %
1年		0.952	0.909	0.870
2年		0.907	0.826	0.756
3年		0.864	0.751	0.658

年金現価係数表

年	割引率	5 %	10 %	15 %
1年		0.952	0.909	0.870
2年		1.859	1.735	1.626
3年		2.723	2.486	2.284

(4) 貸倒引当金は税効果会計を適用する。

3 仕入れ及び棚卸資産に関する事項

(1) 当社は棚卸資産の評価基準については、先入先出法による原価法を採用しており、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法によって算定している。なお、決算整理前残高試算表に記載されている繰越商品の金額は、前期末残高であり、前期末において棚卸資産の時価の下落はない。

(2) 棚卸資産の内訳は次のとおりである。

種類	帳簿棚卸高			実地棚卸 数量	時価 (単価)
	数量	単価	金額		
A商品	14,300 着	9.0 千円	128,700 千円	12,350 着	8.5 千円
B商品	10,200 着	3.0 千円	30,600 千円	9,100 着	3.5 千円
その他商品	(略)	(略)	3,022,050 千円	(略)	(略)

- ・ A商品について収益性が低下していることが判明した。
- ・ A商品は販売するにあたり1着当たり見積販売直接経費は500円となっている。

- ・ A商品の収益性の低下による簿価切下額は売上原価に計上する。
- ・ A商品の棚卸減耗損は原価性が認められることから、「販売費及び一般管理費」の棚卸減耗損として表示する。
- ・ B商品の棚卸減耗損は盗難によるものであることから、原価性は認められず、「営業外費用」の棚卸減耗損として表示する。

(3) 期中にその他商品から 500 千円分の商品を見本品として使用しているが、会計上未処理である。見本品の費用は「販売費及び一般管理費」の広告宣伝費として表示する。

(4) 商品評価損は税効果会計を適用する。

4 投資有価証券に関する事項

(1) 当社の有価証券の評価基準及び評価方法は、満期保有目的の債券は償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっている。また、その他有価証券については、時価があるものは時価法(評価差額は部分純資産直入法で処理し、税効果会計を適用する。)、時価がないものは原価法によっている。なお、時価が取得原価の 50%以上下落した場合には減損処理を行うこととしている。

(2) 決算整理前残高試算表に計上されている投資有価証券の内訳は次のとおりである。

銘柄	保有数	取得原価(単価)	期末時価(単価)	備考
W社株式	15,000 株	@ 2,000 円	@ 1,980 円	(注 1)
X社株式	21,000 株	@ 4,400 円	-	(注 2)
Y社株式	5,000 株	@ 100 英ポンド	@ 105 英ポンド	(注 3)
Z社社債	20,000 口	@ 980 円	@ 990 円	(注 4)
自己株式	200 株	@ 2,200 円	@ 2,240 円	(注 5)

(注 1) W社は上場会社で当社の得意先であり、関係強化のために株式を保有している。なお、前期末の時価は 1 株当たり 2,020 円であった。

(注 2) X社は非上場会社であり、その株式は当期以前より保有している。X社の発行済株式総数は 25,000 株であり、期中は投資有価証券として処理している。

なお、X社は当期において財政状態が著しく悪化し、直近(X3年12月31日現在)の貸借対照表では、資産 260,000 千円、負債 220,000 千円、資本金 110,000 千円、利益剰余金△ 70,000 千円となっている。実質価額が著しく減少したため、X社株式の減損処理を行う。なお、実質価額はX社の直近の貸借対照表を基に算定する。当該減損金額については、税効果会計を適用しない。

(注3) Y社はイギリスにあるカジュアルファッションの非上場の卸業者で、当社には主に女性向けインナーを卸している。

当社は関係強化のため X2年9月1日に5,000株を取得した。

当期に入り、当社ではレディースカジュアルにも力を入れていく方針であることから、その一環としてY社との繋がりをより深く持つべく、残りの全株式を持つ経営陣と交渉を重ね、X3年7月23日に残り全ての株式を取得し完全子会社化した。

以下は、Y社株式の取得状況である。なお、発行済株式数はX2年9月1日の段階で30,000株であり、その後変動はない。

	円／英ポンド	1株当たり取得価額	取得株式数
X2年9月1日	129.2	@ 100 英ポンド	5,000株
X3年3月31日	133.5	—	—
X3年7月23日	136.1	@ 102 英ポンド	25,000株
X4年3月31日	137.0	—	—

当社は当期Y社株式取得時の代金を仮払金として処理したのみである。

また、当社とY社との取引は全て円貨建て取引であり、当社は当期末にY社に対して、前払金8,334千円、買掛金12,542千円の金銭債権債務を有しており、完全子会社化したX3年7月23日以降の商品の仕入高は823,225千円となっている。

(注4) Z社社債は満期保有目的であり、当期首に発行と同時に取得したもので、1口当たり額面は1,000円、償還期間は4年、約定利子率は年2%、利払日は3月31日である。
受け取った利息は仮受金として処理している。

(注5) 自己株式については、当期に取得したものであるが、取得時に投資有価証券として処理している。なお、当期中に自己株式の全てを消却し、その他資本剰余金から減額することとしたが、消却の処理は行っていない。

5 有形固定資産に関する事項

(1) 当社の建物、器具及び備品の内訳は次のとおりである。

部門名	資産名	取得日	償却方法	耐用年数	償却率	取得価額(千円)
K支店	建物K	X3年7月1日	定額法	39年	0.026	450,000
L支店	建物L	X3年10月1日	定額法	39年	0.026	112,000
その他	その他の建物	当期以前	定額法	39年	0.026	2,320,000
合計						2,882,000
K支店	器具及び備品K	X3年7月1日	定率法	4年	0.500	250,000
L支店	器具及び備品L	X3年10月1日	定率法	4年	0.500	110,000
その他	その他の器具及び備品	当期以前	定率法	4年	0.500	2,222,000
合計						2,582,000

有形固定資産については、当期の減価償却計算は行われていない。減価償却計算は残存価額はゼロとし、期中に取得したものは月割計算を行う。

(2) K支店について

建物KはK支店に属する有形固定資産である。K支店については、前期に火災により旧建物が全焼しており、新たに建設し、当期7月1日に完成後、同日より営業の用に供している。なお、決算整理前残高試算表の火災未決算勘定は全て旧建物に関するものである。

火災にあった旧建物については火災保険契約が付されていたため、当期中に保険金404,100千円の支払を受けており、自己資金45,900千円と合わせて建物Kを建てている。

当社では建物Kの取得の仕訳については適正に処理しているが、保険金の受領については仮受金と処理したのみである。保険差益相当額については積立金方式により圧縮記帳を行うものとし、減価償却相当額の取崩を実施する。なお、圧縮記帳に関しては税効果会計を適用しないものとする。

(3) L支店について

L支店は当期10月1日より新たに開設した支店である。

建物Lについて、テナント建物の内装工事によるものであるが、テナントとの契約により原状回復義務を負っている。原状回復に係る費用としては25,000千円と見積もられているが、資産除去債務に係る会計処理が未了である。資産除去債務の算定に当たり、割引率は2.4%とし、現在価値に割り引く際の現価係数は0.40とする。なお、時の経過による資産除去債務の調整額は「資産除去債務に関する会計基準」に準拠した適切な科目で処理する。また、資産除去債務は税効果会計を適用しない。

- (4) 当社では X3 年 4 月 1 日より、輸送用トラックについてリース契約を締結しており、同日より事業の用に供している。当該リース契約の内容は次のとおりである。

解約不能リース期間	4 年
リース物件の経済的耐用年数	5 年
リース料	年額 8,000 千円(総額 32,000 千円) 第一回支払日を X4 年 3 月末、最終支払日 X7 年 3 月末とする毎年 3 月末日払いである。
所有権移転条項及び割安購入選択権	いずれも該当なし。 なお、当該リース物件は特別な仕様ではない。
リース料総額の現在価値	28,400 千円 なお、貸手の計算利子率は不明であり、当社の追加借入利子率は 5% である。
リース物件の見積購入価額	30,000 千円

当該リース取引については、当年度末に支払ったリース料を仮払金として処理したのみである。リース資産及びリース債務の計上額を算定するに当たっては、リース料総額から、これに含まれる利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によることとし、当該利息相当額についてはリース期間にわたり利息法で配分する方法によることとする。

また、減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によって行う。リース資産及びリース債務の貸借対照表表示は「リース取引に関する会計基準」に準拠し、原則的な処理によるものとする。

6 ソフトウェアに関する事項

決算整理前残高試算表のソフトウェアの内訳は次のとおりである。

システム名称	利用開始日	取得価額(千円)
店舗管理システム	X2 年 10 月 1 日	各自推定
事務管理システム	制作途中	25,000

当期の償却計算は未了であるが、いずれも社内利用のソフトウェアであり、その利用により将来の費用削減効果が確実と認められる。償却期間は 5 年である。

7 借入金及び債務保証に関する事項

- (1) 当社は当期首に運転資金に充てるため 125,000 千円を借入れており、X5 年 3 月末に一括返済予定であるが、入金額を仮受金として処理している。支払金利は年 2.5% で、期末に支払った利息は仮払金として処理している。なお、当該借入れに当たり、当社保有の土地(簿価 100,000 千円、時価 150,000 千円)を担保に供している。

- (2) 当社は、得意先の丁社の長期借入金 20,000 千円に対して、債務保証を行っている。

8 退職給付引当金に関する事項

当社は退職給付会計の適用に当たり、原則法によって処理している。なお、退職給付に関する処理は前期末までの処理は適正に行われているが当期に係る処理については未処理である。

(単位：千円)

前期末退職給付債務	8,575,000
前期末年金資産の評価額	6,125,000
前期末に計算された未認識数理計算上の差異	(借方差異) 95,000
当期の勤務費用	290,000
当期の年金掛け金の支出額	200,000
年金基金からの支払額	230,000

- (1) 未認識数理計算上の差異は、発生年度の翌年から平均残存勤務期間 10 年間にわたり定額法により償却計算を行っている。
- (2) 割引率は 0.8%、長期期待運用収益率は 2.2%である。
- (3) 当期の年金掛け金の支出額は仮払金で処理している。
- (4) 退職給付引当金は税効果会計を適用する。

9 ストック・オプションに関する事項

当社は X1 年 6 月に開催された株主総会において、エリア・マネージャー 10 名に対しストック・オプションを付与することを決議した。そのストック・オプションの条件は次のとおりである。
なお、当該ストック・オプションに係る前期末までの処理は適正に行われているが当期に係る処理については未処理である。

ストック・オプションの数	エリア・マネージャー 1 名当たり 2,000 個
ストック・オプション 1 個当たりに付与される株式数	1 株
ストック・オプションの行使時の払込金額	1 株当たり 1,500 円
ストック・オプション付与日のストック・オプションの公正な評価額	1 個当たり 600 円
ストック・オプションの権利確定日	X3 年 6 月 30 日
ストック・オプションの権利行使期限	X4 年 7 月 31 日まで

- (1) 決算整理前残高試算表の新株予約権は全てこのストック・オプションに係るものである。

- (2) 権利確定日にエリア・マネージャー 10 名全員の権利が確定した。
- (3) X3 年 7 月 1 日にエリア・マネージャー 6 名が権利行使を行い、権利行使に伴う払込金額全額が、当社の当座預金に振り込まれたが、仮受金として処理したのみである。なお、払込資本となる金額のうち、2 分の 1 を資本準備金に計上する。
- (4) 当該ストック・オプションに係る費用は、「ストック・オプション等に関する会計基準」に準拠した適切な科目で処理し、税効果会計を適用しない。

10 役員退職慰労引当金に関する事項

当社は規定に基づき、期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しており、当期末の要支給額が 306,050 千円である。決算整理前残高試算表の役員退職慰労引当金は前期末残高のままであり、当期首に退任した役員に対して支払った退職慰労金 26,050 千円は仮払金として処理している。役員退職慰労引当金は税効果会計を適用する。

11 諸税金に関する事項

- (1) 各税目とも前期末未払計上額と納付額に過不足はなかった。なお、当期に納付した事業税の前期末未払計上額は 13,300 千円であった。
- (2) 中間納付税額及び源泉徴収税額控除前の当期の確定年税額は、法人税 653,000 千円、住民税 123,900 千円、事業税 32,100 千円(内、付加価値割及び資本割 13,200 千円)である。
- (3) 決算整理前残高試算表の仮払金には法人税の中間納付額 430,000 千円、住民税の中間納付額 54,000 千円、事業税の中間納付額 14,000 千円、源泉徴収された所得税 700 千円が含まれている。
- (4) 当期の消費税等の確定年税額は 349,000 千円である。消費税等の中間納付額 320,320 千円が仮払金として計上されている。なお、消費税等については、確定納付税額を未払消費税等に計上し、仮払消費税等と仮受消費税等の相殺残高との差額が出た場合、租税公課又は雑収入で処理する。
- (5) 事業税の未払計上額は税効果会計を適用する。

【資料4】 個別注記表(一部抜粋)

(中略)

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土 地	(A)千円
計	(A)千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	(B)千円
計	(B)千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	(C)千円
器具及び備品	(D)千円
リース資産	(E)千円
計	[各自推定]千円

(3) 偶発債務

丁社の長期借入金に対する保証債務	(F)千円
------------------	---------

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	
前払金	(G)千円
短期金銭債務	
買掛金	(H)千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	(I)千円
-----	---------

(中略)